

福岡県公報

平成十九年四月六日
第二千六百六十二号
増刊 ①

目次

告 示 (第七百七十三・七百七十四号)

○石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業者の指定の一部改正 (消防防災安全課) ……………一

○福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正 (農業振興課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (地方課) ……………二

再 掲

○福岡県文書式規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………二

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………六

○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………九

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一二

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一三

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一四

告 示

福岡県告示第七百七十三号
石油コンビナート等災害防止法に基づく第二種事業者の指定 (昭和五十九年四月福岡県告示第五百九十四号) の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

福岡県知事 麻 生 渡

表中「新日鐵化学株式会社戸畑製造所南地区」を「日塗化学株式会社戸畑事業所」に改める。

福岡県告示第七百七十四号
福岡県における主要農作物の奨励品種 (平成元年十月福岡県告示第七百二十九号) の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

福岡県知事 麻 生 渡

一の表中

コシヒカリ	つくしろまん
夢つくし	あきさやか
ヒノヒカリ	
山 田 錦	夢一献
	ニシホマレ
	ツクシホマレ
	レイホウ
コシヒカリ	つくしろまん
夢つくし	つやおとめ
ヒノヒカリ	あきさやか
山 田 錦	夢一献
	ニシホマレ
	ツクシホマレ

改める。

五の表中

フクユタカ

サチユタカ

を

フクユタカ

に

改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

一 病院 遠賀郡の項中

堤病院	〃	岡垣町鍋田二丁目一番一号
医療法人瑞穂会田中整形外科病院	〃	野間二一五―八
医療法人社団清涼会岡垣記念病院	〃	中央台三一三―一

を

堤病院	〃	岡垣町鍋田二丁目一番一号
医療法人社団清涼会岡垣記念病院	〃	中央台三一三―一

に

改める。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十六号

本 庁

出先機関

福岡県文書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県文書式規程の一部を改正する訓令

福岡県文書式規程（平成十六年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別記六第四号中「県議会を招集する暇^{いとま}」を「特に緊急を要し県議会を招集する時間的余裕」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び手当の額」を「区分及び支給額」に改める。

第二条見出し中「手当の額」を「区分」に改め、同条を次のように改める。

第二条 県職員給与条例第十一条、警察職員給与条例第十条及び学校職員給与条例第十条の三の規定による人事委員会規則で指定する職は、別表第一に掲げる職とする。

2 別表第一に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、人事委員会が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

第三条を次のように改める。

(支給額)

第三条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)(以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第二の額欄に定める額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、人事委員会が別に定める。

「別表」を「別表第一」に改め、知事部局の項中

障害者更生相談所	所長	三種
食肉衛生検査所	所長	一種
病院	院長 副院長 事務長	三種
消費生活センタ	総看護長	五種
1 消費生活センタ	所長	
パスポートセンタ	所長	
1 パスポートセンタ	所長	
労働福祉事務所	所長	三種
高等技術専門校	校長	
障害者職業能力開発校	校長	
商工事務所	所長	
計量検定所	所長	

を

障害者更生相談所	所長	三種
食肉衛生検査所	所長	一種
消費生活センタ	所長	三種
1 消費生活センタ	所長	
パスポートセンタ	所長	
1 パスポートセンタ	所長	
労働福祉事務所	所長	三種
高等技術専門校	校長	
障害者職業能力開発校	校長	
商工事務所	所長	
計量検定所	所長	

に改め、同

表教育委員会の項中

中学校
高等学校
中等教育学校
盲学校
聾学校
養護学校

を

中学校
高等学校
中等教育学校
特別支援学校

に改める。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一(第三表関係)

一 行政職給料表

職務の級	区分	額
10 級	一 種	133,600円
	二 種	128,900円
9 級	一 種	118,500円
	二 種	119,100円
8 級	一 種	109,500円
	二 種	95,200円
7 級	三 種	89,700円
	四 種	71,700円
6 級	五 種	53,800円
	六 種	44,800円(人事委員会が認める職にあつては53,800円)

二 医療職給料表(一)

職務の級	区分	額
4 級	一 種	139,100円

	二種	128,000円
	三種	111,300円
	四種	89,000円
	三種	103,100円
3 級	四種	82,500円

三 医療職給料表 (二)

職務の級	区分	額
	二種	111,400円
8 級	三種	96,800円
	三種	89,500円
7 級	四種	71,600円
	五種	53,700円
6 級	三種	83,900円
	四種	67,100円
	五種	50,300円

四 医療職給料表 (三)

職務の級	区分	額
	五種	51,800円
6 級	五種	51,800円

五 研究職給料表

職務の級	区分	額
	一種	127,700円
5 級	二種	117,500円
	三種	102,100円
	四種	81,700円
4 級	三種	90,300円

四種	72,200円
----	---------

六 公安職給料表

職務の級	区分	額
	一種	121,200円
9 級	二種	111,500円
	三種	96,900円
8 級	三種	92,400円
	三種	90,300円
7 級	三種	90,300円

七 教育職給料表 (二)

職務の級	区分	額
	五種	57,200円 (人事委員会が特に認める職にあつては76,300円、人事委員会が認める職にあつては66,800円)
4 級	五種	57,200円 (人事委員会が特に認める職にあつては76,300円、人事委員会が認める職にあつては66,800円)
3 級	六種	46,400円 (人事委員会が認める職にあつては55,600円)

八 教育職給料表 (三)

職務の級	区分	額
	五種	54,200円 (人事委員会が特に認める職にあつては72,300円、人事委員会が認める職にあつては63,300円)
4 級	五種	54,200円 (人事委員会が特に認める職にあつては72,300円、人事委員会が認める職にあつては63,300円)
3 級	六種	44,100円 (人事委員会が認める職にあつては52,900円)

備考 1 これらの表において、「人事委員会が特に認める職」とは、校長の職のうち、職務の困難性が特に高いと人事委員会が認める職のことをいう。

2 これらの表において、「人事委員会が認める職」とは、校長、教頭及び事務長の職のうち、職務の困難性が高いと人事委員会が認める職のことをいう。

提出

(別に添付)

1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県の職員の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)別表第一に掲げる職を占める職員のうち、新規則第三条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、同一区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の福岡県の職員の管理職手当に関する規則(以下「旧規則」という。)第二条に規定する別表に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。))と同一の区分に対応する新規別表第一に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。) 同日においてその者が受けていた管理職手当の額(福岡県職員等の給与の特例に関する条例(平成十七年福岡県条例第四号。以下「給与特例条例」という。))第二条の適用がないものとした場合の管理職手当の額をいう。以下同じ。)

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分職員(旧区分より高い区分に対応する新規別表第一に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。) 同日においてその者が受けていた管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分職員(旧区分より低い区分に対応

する新規別表第一に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。) 同日において下位区分(当該旧区分より低い区分をいう。以下同じ。)を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、同一区分職員 同日においてその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ旧区分と同一の区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

六 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ下位区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

七 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

八 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号。以下「初任給規則」という。))第十六条第一号から第三号までに掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員並びに初任給規則第二十一条第一項に規定する派遣職員で職務に復帰したもの並びに福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)第五条及び第六条の規定による管理職手当の支給を受ける職員から引き続き新規別表第一に掲げる職を占めることとなったものその他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が認める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が承認する額

4 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)第

二条第一項の職員に係る第二項に規定する経過措置基準額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 同一給料表適用職員で施行日の前日に旧規則による管理職手当の支給を受けていたものであって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、新規別表第二の区分欄において人事委員会が特に認める職を占める職員 同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 同一給料表適用職員で施行日の前日に旧規則による管理職手当の支給を受けていたものであって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、新規別表第二の区分欄において人事委員会が認める職を占める職員 同日に受けていた給料月額（給与特例条例第一条の適用がないものとした場合の給料月額をいい、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第一号）附則第七条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二十七号）附則第七条及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第三十号）附則第七条の規定による給料を含む。以下同じ。）に同日に占めていた職が旧規則第二条第五号に定めるものにあつては百分の十二（同号に定める人事委員会が別に定めるものにあつては百分の十四）、同条第六号に定めるものにあつては百分の十（同号に定める人事委員会が別に定めるものにあつては百分の十二）を乗じて得た額

三 同一給料表適用職員で施行日の前日に旧規則による管理職手当の支給を受けていたものであって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、第一号及び第二号以外の職員 同日に受けていた給料月額に百分の十（同日に旧規則第二条第五号の職を占めていた者にあつては百分の十二、同日に同条第六号に定める人事委員会が別に定める職を占めていた者で施行日以後に五種の区分の職を占めるようになったものにあつては百分の十二）を乗じて得た額

四 同一給料表適用職員で施行日の前日に旧規則による管理職手当の支給を受けていたものであって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、新規別表第二の区分欄において人事委員会が認める職を占める職員

同日においてその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料月額に百分の十二（同日に同条第六号の職を占めていた者のうち同号に定める人事委員会が別に定める職を占めていなかったものにあつては百分の十）を乗じて得た額

五 同一給料表適用職員で施行日の前日に旧規則による管理職手当の支給を受けていたものであって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、第四号以外の職員 同日においてその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料月額に百分の十を乗じて得た額

六 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

七 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に初任給規則第十六条第一号から第三号までに掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員並びに初任給規則第二十一条第一項に規定する派遣職員で職務に復帰したもののその他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が認める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が承認する額

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及び区分」を削り、同条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第二項から第四項までに規定する感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における感染症患者若しくは疑似症患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業

二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病及び鼻疽に限る。）又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二条に規定する動物の狂犬病が発生し、又は発生するおそれのある場合における患畜若しくは疑似患畜の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業

三 検疫法（昭和二十六年法律二百一号）第二条に規定する検疫感染症の流行している外国を発航し、又は当該外国に寄港して来航した船舶又は航空機（以下この号において「船舶等」という。）及び航行中に当該外国を発航し、又は当該外国に寄港した他の船舶等から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶等の検疫の作業

第二条第二項第一号中「（平成十年法律第一百四十四号）を削り、同項第二号中「（昭和二十六年法律第六十六号）」を削り、同項第三号中「（昭和二十五年法律第二百四十七号）」を削り、同項第四号を削り、同条第三項を削る。

第三条第二項第二号中「環境部」を「保健環境研究所又は環境部」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

条例第六条第一項第一号に規定する人事委員会規則で定めるものは、保健福祉環境事務所又は障害者更生相談所に勤務する職員で次に掲げるものとする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十五条第四項に規定する業務を行う職員

二 婦人相談員兼母子自立支援員

三 身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司

第四条第二項中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改め、同項第二号中「人事委員会が前号」を「人事委員会が同号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第六条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務一日につき

五百七十円（在勤する公署において従事するときは四百五十円）とする。

第六条の見出し中「等」を削り、同条を次のように改める。

第六条 条例第十一条第二項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 在勤する公署以外の場所において、納税義務者、特別徴収義務者又はその利害関係人等に接して行う、次に掲げるいずれかの事務 八百円

イ 県税の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査

ロ 徴収金並びに過料及び過料を科するに要した費用の滞納処分（交付要求に関するものを除く。）

ハ 県税に関する犯則事件について国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定を準用する場合における国税局又は税務署の収税官吏の職務

ニ 納税義務者、特別徴収義務者又はその利害関係人等に接して行う、県税の賦課及び徴収の事務（前号に掲げるものを除く。） 六百五十円

第八条の見出し中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条中「規定する業務」を「規定する人事委員会規則で定めるもの」と改め、同条第一号中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第二号中「第十四条の四」を「第十四条又第十四条の四」に、「第十条の十二」を「第九条の二又は第十条の十二」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第三号中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第四号中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に、「一日当たりの処理能力が示されている産業廃棄物にあつては、その一日当たりの処理量のうち最も少ないものを超える量である場合」を「一日又は一時間当たりの処理能力が示されている産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物でないものにあつては、当該現場における当該産業廃棄物の量が、同条の規定による一日当たりの処理量のうち最も少ないものを超えると推定される場合」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 条例第十七条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員は、農政部、水産林務部、土木部及び建築都市部に勤務する職員とし、同項に規定する人事委員会規則で定める用地交渉業務は、公共の用に供する土地の取得、換地若しくは借地又は当該取得等に伴う物件の移転若しくは補償の交渉の業務であつて次に掲げるものとする。

一 交渉の目的となる土地の所在地、当該土地の権利を有する者の居住地又は交渉をするため指定を受けた場所において行う交渉の業務

二 職員が勤務する勤務公署の管轄区域以外の区域の交渉の相手方に対する契約の主たる部分に係る電話による交渉の業務

2 条例第十七条第二項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、勤務一日につき七百円とする。ただし、前項第一号に掲げる交渉の業務が正規の勤務時間（勤務時間条例第十条に規定する休日（勤務時間条例第十一条の規定により代休日を指定された場合は、同条の規定により指定された代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。）以外の時間において行われたときは、千五百円とする。

第十条第二項第一号中「河川の堤防等」を「河川の堤防、せき、水門若しくは護岸、港湾、海岸又は急傾斜地（以下「河川の堤防等」という。）」に改め、同項第三号中「河川又は道路若しくはその周辺」を「河川、港湾、海岸、急傾斜地又は道路若しくはその周辺」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条中「様式第八号」を「様式第七号」に、「様式第九号」を「様式第八号」に、「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

様式第一号中

同一勤務日において最も 手当額が高い作業			従事した 月 日
イ	ロ	ハ	月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日
			月 日

さ

従事した 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

に改め、注を削る。

様式第五号中

「狂犬病予防作業 坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 措置を要する者等の訪問指導等業務 精神障害者の措置入院及び訪問指導等業務 結核患者の訪問指導業務 児童福祉施設等職員の身体危害業務 種雄牛取扱等作業 日額の県税事務 漁業取締業務 海上業務 し尿処理施設の立入検査業務 特別管理産業廃棄物処理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査等業務 下水道処理施設の検査業務 日額の用地交渉業務 消防訓練指導業務 災害応急作業 道路工作業」

さ

「狂犬病予防作業 坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 措置を要する者等の指導等業務 精神障害者の措置入院及び指導等業務 要保護女子の相談等業務 結核患者の訪問指導業務 肢体不自由児の介助業務 種雄牛取扱等作業 県税事務 漁業取締業務 海上業務 麻薬取締業務 し尿処理施設の立入検査業務 産業廃棄物処理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査等業務 下水道処理施設の検査業務 用地交渉業務 訓練指導業務 災害応急作業 道路工作業」

に改める。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とし、様式第八号を様式第七号とし、様

式第九号中

結核患者 訪問指導 業務	円	日	円	日
--------------------	---	---	---	---

を

結核患者 訪問指導 業務	円	日	円	日
要保護 女子の 相談等 業務	円	日	円	日

に改め、様式第九号を様式第

八号とし、様式第十号を様式第九号とし、様式第十一号中

「坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入
検査等業務 児童福祉施設等職員の身体危害業務 種雄
牛取扱等業務 日額の県税事務 漁業取締業務 海上業
務 し尿処理施設の立入検査業務 特別管理産業廃棄物
処理施設等の立入検査業務 化製場等の立入検査等業
務 下水道処理施設の検査業務 日額の用地交渉業務
消防訓練指導業務 災害応急作業 道路上作業

を

「坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立
入検査等業務 肢体不自由児の介助業務 種雄牛取扱
等作業 県税事務 漁業取締業務 海上業務 麻薬取
締業務 し尿処理施設の立入検査業務 産業廃棄物処
理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査等業
務 下水道処理施設の検査業務 用地交渉業務 訓練
指導業務 災害応急作業 道路上作業

に改め、様式第十一号

を様式第十号とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用
する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を
制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正
する規則

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人
事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「第十三条及び第十五条」を「
及び第十四条」に改める。

第二条の見出しを「（夜間定時制勤務手当に係る時刻）」に改め、同条を次のように
改める。

第二条 条例第四条第一項に規定する人事委員会規則で定める時刻は、福岡県立高等学
校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）第七条又は福岡県立中等教育
学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）第七条の規定により定められる
夜間定時制の課程の始業の時刻とする。休業その他の理由により始業の時刻が定めら
れていない日についても、同様とする。

第二条の二及び第三条の二を削る。

「夜間定時制勤務
多学年学級担当
補導業務
教員業務連絡指導」
を
「多学年学級担当
補導業務
教員業務連絡指導」
に改め、同様式
様式第三号中

の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第4条関係)

特殊勤務実績簿 (夜間定時制勤務)

年 月分

承認印			従事者印
所属長			
職名			

所属学校名							
所属コード							
氏名							
職員番号							

番号	従事した日	始業の時刻	従事した時間	時間数	備考
1	日	時 分	時時 分から分まで	:	
2	日	時 分	時時 分から分まで	:	
3	日	時 分	時時 分から分まで	:	
4	日	時 分	時時 分から分まで	:	
5	日	時 分	時時 分から分まで	:	
6	日	時 分	時時 分から分まで	:	
7	日	時 分	時時 分から分まで	:	
8	日	時 分	時時 分から分まで	:	
9	日	時 分	時時 分から分まで	:	
10	日	時 分	時時 分から分まで	:	
11	日	時 分	時時 分から分まで	:	
12	日	時 分	時時 分から分まで	:	
13	日	時 分	時時 分から分まで	:	
14	日	時 分	時時 分から分まで	:	
15	日	時 分	時時 分から分まで	:	
16	日	時 分	時時 分から分まで	:	
17	日	時 分	時時 分から分まで	:	
18	日	時 分	時時 分から分まで	:	
19	日	時 分	時時 分から分まで	:	
20	日	時 分	時時 分から分まで	:	
21	日	時 分	時時 分から分まで	:	
22	日	時 分	時時 分から分まで	:	
23	日	時 分	時時 分から分まで	:	

整理欄

従事日数	日
金額	円

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び」を「第五条第一項及び第四項並びに」に改める。

第二条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「の百分の五十に相当する額」を削り、同条第八項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同項を第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 条例第五条第一項に規定する人事委員会が定める心身に著しい負担を与えるものは、捜査本部又は合同捜査本部等が設置された日の翌日から起算して三週間を経過する日までの期間において正規の勤務時間（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第九条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。ただし、休日等（福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十号）第十三条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）、休暇（勤務時間条例第十二条に規定する年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇をいう。）その他職務に専念する義務を免除される時間を除く。）以外の時間に行われる犯罪の捜査及び被疑者逮捕の作業で、前日からの八時間以上の勤務に引き続き午前零時から午前五時までの間に行われるものとする。

第三条第二項中「航空機に搭乗して行う操縦以外の作業」を「航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業」を「航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業」と改める。

機に搭乗して行う操縦以外の作業」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。
第四条を次のように改める。

第四条 削除

別表第二号の作業の項中「留置施設看守」を「留置施設看守」に改め、同表第十号の作業の項中「2,500円」を「3,200円」と、「1,100円」を「1,600円」と、「2,200円」を「3,200円」に改め、同表第十二号の作業の項中

航空機の操縦及び整備並びに航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	1 航空機の操縦の作業	航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士の資格又はそれより上位の資格を有する者が行う場合	月額	119,200円
	2 航空機の整備の作業	航空法第24条に規定する整備士の資格を有する者が行う場合	月額	98,000円
	3 航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	航空機の整備以外の作業	1時間当たりの額	2,200円
		航空機の整備以外の作業	1時間当たりの額	1,900円

を

航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	1 航空機の操縦の作業	航空機の整備の作業	1時間当たりの額	5,100円
	2 航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	航空機の整備以外の作業	1時間当たりの額	2,200円
			航空機の整備以外の作業	1時間当たりの額

を

改め、同表第十五号の作業の項中

正規の勤務時間において従事する 条例第3条第1号から第6号まで、 第8号及び第13号に掲げる作業(同 条第2号の作業にあつては被疑者護 送の作業、同条第5号の作業にあつ ては自動車の検査 に関する作業を除く。)でその従事 する時間帯の一部又は全部が深夜に おいて行われるもの	従事する時間帯が深夜の一部を含む場合	2時間以上の場合	1回当たりの額 730円
	従事する時間帯が深夜の全部を含む場合	2時間未満の場合	1回当たりの額 410円

を

正規の勤務時間において従事する条例第3条第1号から第6号まで及び第13号に掲げる作業(同条第2号の作業にあつては被疑者護送の作業、同条第5号の作業にあつては自動車の検査に関する作業を除く。)でその従事する時間帯の一部又は全部が深夜において行われるもの	1回当たりの額 730円
---	-----------------

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二号の作業の項の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則
則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の十六第二号中「別表」を「第二十九条第二項」に改める。

第十二条の三十四第二項中「単身赴任手当認定簿(様式第六号)」を「単身赴任届の決定事項記入欄」に改める。

第十三条の六中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十五条の二第二項第一号中「別表に掲げる」を「第二条第二項に規定する」に改め、「(同規則第二条ただし書の規定が適用される職にあつては、同表に定める区分より一段階高い区分に応じた額)」を削る。

第十九条の四第一項第一号中「又は二種の職を占める職員」を「一、二種又は三種の職を占める職員(三種の職については、人事委員会が定めるものに限る。)」に改め、同号イ中「及び八級」を「八級及び七級」に改める。

三 前項第一号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が三種の職を占める職員百分の十

様式第二号中

無配の第1	無配の第2 又は有配の第1第2	配偶者以外の第3以上
-------	--------------------	------------

を

(ア) 扶養親族でない配偶者を有する場合の第1	(イ) 扶養親族(配偶者を除く)
-------------------------	------------------

に改め、同様式の記入上の注意の1中「無配の

第1」を「ア無配の第1」に改め、同様式の記入上の注意の2及び3を次のように改める。

- 2 「イ」 扶養親族でない配偶者を有する場合の第1」欄には、扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人目について記入する。
- 3 「ウ」 「イ以外」の扶養親族（配偶者を除く）」欄には、配偶者以外の扶養親族のうち2人目以上及び配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人目について記入する。

様式第五号中

上記のとおり確認し、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。
 規則第12条の30の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。

平成 年 月 日

職名				
職印				
決裁				

を

上記のとおり確認し、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。
 規則第12条の30の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。

平成 年 月 日

職名				
職印				
決裁				
加算額	円	決裁	職名	
手当月額	円	決裁	職印	
加算額	円	決裁	職名	
手当月額	円	決裁	職印	

に

改める。

様式第六号を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による扶養手当認定簿及び単身赴任届の用紙は、なお、当分の間、これを繕って使用することができる。

3 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福岡県条例第三号）附則第二項の規定による特殊勤務手当が支給される間において、この規則による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十三条の六第二号の規定は、なおその効力を有する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第五項第十五号中「第四十五条一」を「第四十五条の二」に改め、同号を第十七号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

15 第四十五条第二項の規定により、警察官の採用試験の合格者の決定及び名簿の作成について警察本部長から協議を受けること。

16 第四十五条第三項の規定により、警察官の採用試験に関し、警察本部長から試験結果の報告を受けること。

同表給与公平課の項第二十項第十二号中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

36 別表第十七の規定により、各学歴免許等の資格に相当する資格を認めること。

同表給与公平課の項第二十二項中第一号及び第二号を削り、同項第三号中「別表」を「別表第一」に改め、同号を第一号とし、同項に次の二号を加える。

2 別表第二の規定により、「人事委員会が特に認める職」を定めること。

3 別表第二の規定により、「人事委員会が認める職」を定めること。

同表給与公平課の項第二十二項の次に次の一項を加える。

二十二の二 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福岡県人事委員会規則第十五号）に基づく次の事務

1 附則第三項第八号及び第四項第七号の規定により、特別の事情があると認められる職員の対象及び経過措置基準額を承認すること。

同表給与公平課の項第二十三項第一号中「定めること」を「認めること」に改め、同項第二号中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)